

## 研究ノート

## 宮内庁書陵部蔵『源氏類聚抄』（一）桐壺 翻刻・解題

<sup>1</sup>赤澤 真理      <sup>2</sup>伊永 陽子      <sup>3</sup>森田 直美

<sup>1</sup>同志社女子大学・生活科学部・人間生活学科・助教（有期）

<sup>2</sup>文化学園大学・文化ファッション研究機構・研究員

<sup>3</sup>川村学園女子大学・文学部・日本文化学科・講師

## Reprint of “Gengi Ruijusho” in the Archives and Mausolea Department of the Imperial Household Agency

<sup>1</sup>Mari Akazawa      <sup>2</sup>Yoko Korenaga      <sup>3</sup>Naomi Morita

<sup>1</sup>Department of Human Life Studies, Faculty of Human Life and Science,  
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Associate professor(contract)

<sup>2</sup>BUNKA Fashion Research Institute, BUNKA GAKUEN University, Resercher

<sup>3</sup>Department of Literature, Faculty of Japanese Culture, Kawamura Gakuen Woman's University, Lecturer

## 〔要旨〕

江戸後期の有職故実家である松岡行義の著作、『源氏類聚抄』（宮内庁書陵部蔵本）の翻刻を呈する。本書は、『源氏物語』に示された建築・調度・装束等に関する注釈書である。松岡行義（一七九四―一八四八）による有職故実書は、平安期文献を重視する原点回帰の姿勢、絵画や図面等により対象を視覚化することに特徴がある。本書は、『源氏物語』の読解のみならず、平安期における生活文化への探求、一九世紀における有職故実学の諸相を知る上でも重要となろう。

## 〔キーワード〕

松岡行義 江戸後期 源氏物語 注釈 有職故実 大内裏図考証  
建築 装束

## 解題

本書は、松岡行義（一七九四―一八四八）により、『源氏物語』に示された建築・調度・装束等に着目し、古記録や物語の記述を渉猟し、絵画を添えて記した注釈書である。一八世紀において、有職故実書が隆盛をむかえる中で、『源氏物語』等の平安文学を図説化した書物が登場する。

本書を記した松岡行義（一七九四―一八四八）は、松岡辰方の長男で、和学講談所を設立し、幕府の保護の下、『群書類従』を編纂した塙保巳一の学派に位置づけられ、高倉流公家故実、小笠原流武家故実に学んだ<sup>1</sup>。多くの文献資料を渉猟したが、実技を重視し、絵画・遺品の調査、復原も試みた。著作には、有職故実を詳細に記した『後松日記』がある。

行義の源氏物語に関する著作には、『源語図抄』・『源語問答』（宮内庁書陵部蔵）があり、翻刻を呈した<sup>2</sup>。ここでは、『源氏類聚抄』（宮内庁書陵部蔵）の桐壺卷（一）を翻刻する。帯木卷（二）・空蟬卷（三）・若紫卷及び末摘花卷（四）については、稿を改めて掲載したい。松岡

行義の著作と考証に対する姿勢については、赤澤（建築史）・伊永（服飾史）・森田（国文学）の立場から論考をまとめており、参照いただきたい<sup>2)</sup>。序文に記載される裏松固禪（一七三六―一八〇四）とは、寛政度内裏復古造営において建築考証を担当した公家であり、本書に所収される多くの絵図は、固禪筆『大内裏図考証』に依拠している。

当該写本は、私案の書き直し、図を訂正した箇所が散見され、草稿本の可能性が高い。行義著『後松日記』『源氏物語を解する事』には、『源氏物語』の注釈には誤りが多くそれが人の心を妨げていることが問題視され、「公の宮殿、職掌、衣服、調度（中略）」を正確に解する必要性を説いている。行義は、『源氏類聚抄』において、歴史資料や注釈書から多くの事例を収集し、丹念に自らの説を構築した。その際、論理に無理が生じたり、納得できない場合は、「つまびらかならず」「未知」「後考をまつのみ」など、謙虚な姿勢を保ち、その究明に精進した。

### 凡例

- ・ 本翻刻は、宮内庁書陵部蔵『源氏類聚抄（一）桐壺』（函号二〇六七七七）を底本とする。
- ・ 翻刻にあたって、旧漢字は新漢字に改め、異体は通行字体に統一した。
- ・ 清濁・仮名遣いが不統一である場合も、底本のまま示す。
- ・ 傍記等についても底本のまま示す。
- ・ 頭注は、該当する箇所の直後に〈頭〉の印をつけて記した。
- ・ 図が挿入されている箇所は、『図一』などと、『』で括って表記する。
- ・ 本文中に、欠損を示す箇所がある。この箇所は、□として記す。

### 翻刻

桐壺

源氏物語

一

源氏物語

丹治行義撰

### 凡例

このものかたりの注抄よ、にいてき侍いゑいゑの説いと多かりみなことのはの心をときあるは官くらゐのきさみ公事の次第なとかしこき人々の書置たるなれば万にたらひてなにをかはことさしくはえむさはあれと公私のとのつくりころもの色あひ調度のかたちなどはもれにける思ふにそのいろかたちもしらて心詞はのあきらかならむやかゝるによてこのみくさをかきいたし侍ふるき書何くれのものかたり絵なとかきあつめておろかにいとけなき心にもわきまえむにたつきあらしむしかあれと我才のはかはかしからぬにかしこき人にもまねはされはひかめる説もありなむかし古書にあまたみえ侍るもさのみはくたしければはふけるも多しそかはしきまきれに書出したるはあやまりもありなむ大内の図は多く裏松入道の<sup>固禪</sup>か、せ給へる

「一オ

「一ウ

書よりうつせり又此書にひき用ひしを  
もとの書をはえ見てたゝにいたるもあり

「二オ

源氏物語

桐壺之卷

桐壺

打橋

渡殿

馬道

後涼殿

曹司

上局

内藏寮

納殿

輦

弘徽殿

車

御髪上調度

壺前栽

夜御殿

朝餉

鴻臚館

藤壺

南殿

穀倉院

御座敷

椅子

髮ヅラ

一世源氏童衣服

無位袍

白大褂

元結

長橋

左馬寮

藏人所

御階

祿唐櫃

修理職

内匠寮

山池

「三オ

源氏物語

丹治行義撰

我身はかよはくものはかなきありさまにて中く  
なるものおもひをぞし給ふ御局はさり壺也けり

「四オ

桐壺 淑景舍 シゲイシヤ シゲイサ

倭名類聚鈔云淑景舍 在昭陽舍北 鼓利豆保

拾芥鈔云淑景舍 各五間或南北

日本紀略天祿二年正月廿一日云内宴詩題云

鶯啼宮柳深於淑景舍有此宴

玉海承安二年正月三日云參女院御方入夜撰

政參人余有尋申云叙位除目之時撰政直盧之

路隨身主殿官人共取松明欵此事有説云々如

何答不知云々又被示云當時直盧淑景舍參人

公卿路入自南戸經南面西第一間及公卿座等

並後等着座其座東上南面云々

三長記建久九年正月十七日云今日始御即位

藏人方行事所 淑景舍先代  
時御景舍先例

枕草子卷六云 しけいしや東宮にまいる給ふほと

の事いかゝめてたからぬことなしむ月十日に

まいる給ひて

按ニ淑景舍ハ 庭ニ桐木あり 五舍ノ一也五舍ト云ハ

昭陽 梨子 淑景舍 飛香 凝華 梅 襲芳

各二字 北舎ナリハ飛香凝華襲芳ヲ西舎ト云南

北行ニ各一字也 西舎ハ昔有職鈔云飛香凝華ノ

両舎弘仁九年ノ勘文ニ見エス後代ニ建ル欵其

年月古来未詳此五舎ノ中ヲ撰政ノ直盧ニ給ル撰政ノ

時ハ叙位除目已下ノ公事直盧ニテ行フ事

也又后宮モ飛香舎ナトニスミ給フ也云々

淑景舍之図

五分一丈

《図1》

「四オ

あまりうちしきるおりくはうちはしわた  
とのこ、かしこのみちにあやしきわさをしつ、  
打橋

「五オ

山槐記 応保元年十二月十七日云従三位女御香  
子入内儀略公卿座上妻戸前南折自打橋上

玉海文治六年正月十一日云從藤原御經南  
參上之道

面東一間妻戸渡殿御渡殿  
有打橋

年中行事春日祭云長橋東端円座一枚為使者

座西語打橋

枕草子卷六云との、御さるかう事にいみしうわ  
らひてほとくうちはしより落ぬへし

按ニ打橋ハ別殿エ移ル橋也飛香舎ノ打橋ノ

如キハ渡廊ノ端ヨリ懸タリ此渡廊の懸ニツマカ  
サレハ由アル事カ

欄杯ナリテ唯大ナル板ヲ打ワタシタル橋ナル

ヘシ今所載春日験記二見ユル橋即打橋ト

云ヘキモノ欵但桐壺ヨリ參上ノ道ノ打橋

何處有欵  
未考

「五ウ

山槐記

《図2》

「六オ

春日験記卷一

《図3》

「六ウ

渡殿

小右記天元五年十三日云今日於清涼殿西方有

御遊事云々楽居人々候南壺雲上人候南渡殿

云々供膳之道

禁腋秘鈔云下の戸二局わたるといふきへり

のこ、みを二行にしきてついたてしようしを

たてたり

枕草子二卷云小一条院をは今内裏とそいふ  
おはしますとは清涼殿にてそのきたなる  
とのおはしますにしひかしはわたとのにて  
わたらせ給ふ少将にまうのほらせ給ふ

「七オ

栄花物語鳥辺野云院はしんでんにおはし

ませは東のおもてにおはします殿の

うへは東のたいにおはしまして上達部は

わたとのにつき給へり諸大夫殿上人などはあ

けはりにつき玉へり

うつほ物語としかけ云御前のありさまを

みるにこのとはひはたのおと、五らうわた

とのさるへきあてくのいたやともなと

狭衣物語卷二云西のたいの前を通給ふま

まにかやうにかとけしきもゆかしければわた

とのよりすこしのそき給へは

渡殿ヲ亦別殿エ移ル細殿ナリ渡廊ト云モ

亦同シ渡殿ニ座ヲ設ケ或女房等カ局ニ

スル事アリ又透渡廊反渡廊ノ名アリ

各其制ニヨル也

「七ウ

昭陽淑景渡廊之図

《図4》

「八オ

《図4》

「八ウ

またあるときはえさらぬめたうの戸をさし

こめかなたこなたこ、ろをあはせて

馬道

江家次第仁寿殿東庭相撲云執柄人自承香殿

馬道経仁寿殿北簀子敷參入候簾中

馬道

「九オ

兵範記仁安二年十一月廿日云次舞姫參上五人  
守次第雲客扶持權中納言五節出南面入馬道  
南戸參帳台別当出南面東行入馬道同戸

玉海承安元年十一月十九日帳台試依御物忌  
無出御略各経馬道入妻戸

人車記仁安二年九月九日云御節供調東透

廊馬道

又同年十月廿三日云南庭向東釣殿馬道間仰

召由於本藏人

榮花物語云三月中より四条宮わたらせ給ひ

ぬせはくあつかはしき心地す北対のめむたうあ

けて

雅亮装束抄云五節所の大内裏の五せち所さう

ねいてんのみなみのにしきたのにし西所のわらは

こに帳たいのこゝろみのよなかの妻戸よりのほ

ることにてあれそれもなをしもゑんより

のほせてみなみのめたうのつま戸よりのほる

常のきなり

按二大内裏ノ馬道多身屋ノ間ノ道ヲ云

下ノ間然レ共長橋ノ往及ナル事ナリト見ユ切タル所ヲ

切馬道トイヘバ母屋ノ間ニ限ラサル也又和名

鈔道路ノ類ニ馳道ノ下徹道ノ上ニ馬道ミユ

其文云馬道弁色立成云馬道多音米同殿

之道也云是殿中ノ馬道ニ非ス殿下ノ正

面ノ道ヲ云ト見ユサレハ馬道ノ名ハ殿下ヨリ

起テ殿上ニウツリシナラン

雲図抄五節事

《図5》

馬道之図 同

《図6》

いと、あはれと御らむして御涼殿にもとより

さふらひ給ふ更衣のさうしをほかにうつさせ給て

うへつほねに給はず

後涼殿 コウロウデン

延喜掃部寮式云凡御座者清涼後涼等設錦草

鞋

西宮記御薬云御生氣方西後涼殿西面戸

天慶元年七月十三日記云戌二尅内侍司避温明

殿遷後涼殿

九曆天徳元年正月一日云參内暫着陣座即參

東宮梅壺申尅経藤壺並後涼殿東廂等參上給

奉抱兼宗自侍北壁辺進給此間公卿不動座是

若理坎

倭名類聚鈔云後涼殿在清涼殿西

拾芥抄云後涼殿清涼殿西

後涼殿之図

五分一丈

《図7》

《図7》

曹司

延喜雜式云凡乘輦車出入内裏者妃限曹司夫

人及内親王限温明後涼殿後

日本紀略天元三年九月十三日云盗入弘徽殿

女御曹司掠取器物東宮帶刀藤原景澄之所為

也

天慶元年七月十三日記云以件殿東庇馬道以南

一一一〇

一九ウ

一一一ウ

一一二オ

一一二ウ

一一〇オ

一一〇ウ

為彼所聴女宮候所並内侍等曹司

宇津保物語藤原君云こ、は大將殿宮すみ

給ふおと、まち池ひろくせんさいうへ木おも

しろくおと、らうとも多かりさうしまち

下屋ともみなひはたなり

上局

江家次第賀茂祭云内記以宣命付内侍所御湯

殿之後上御壺称前召内蔵寮使内侍賜宣命

禁秘御鈔云上御局号藤壺上御局后女御更衣

参上所近代高御所

大和物語云先帝の御時に右大臣の女御うへ

つほねにまうのほり給ふてさふらひけりを

はしましやするとしたまち給ふにおはなし

まさざりければ

栄花物語歌合云うちの御こせんうへの御つほね

のしとみとりのけさせて御らんす

大鏡口節供御覽云殿原の給ひけるは大略

わたることは常なり藤つほの上の御つほねに

つき給ふ

枕草子卷四云雨いたうふりてつれく也とて

殿上人うへの御つほねにめして御あそひあり

みちかたの少納言ひはいとめてたし

按曹司ハ女御更衣常住ノ所上局ハ参上ノ

所也但此後涼殿ヲ給フモノハ更衣ヲ常ニ居シ

ムルナリ聊御殿ノ上局ノ儀ニ異ナルトイヘ共モト

淑景舎ヲ曹司トスルニ依テ後涼殿ハナヲ上局ト

云ヘキ欵  
清涼殿上局之図

《図8》

この子みちになり給ふとし御はかまきの事一の

宮のたてまつりしにをとらすくらつかさおさめ

との、ものをつくしていみしうせさせ給ふ

納殿

西宮記御修法云賜宣旨諸司令催渡分物等自

納殿賜雜香等於禁中及吉方被修

江家次第卯杖云次作物所進卯杖自去年十二

月十八日彼所別當藏人始行事所作之其料物

成内蔵請奏下羅螞紙墨雜丹金銀糸一絢自納

殿請之

拾芥鈔云納殿累代御物納之在宣陽殿恒例御

物納藏人所綾綺殿紙御屏風在仁壽殿頭藏人

雜色為預以藏人雜色出納維小舎人為預人

宇津保物語嵯峨院云御説経のそうくのこと

おこなふけいしともゐたりおさめ殿よりほそ

めさとめむらさいのりないたす

枕草子卷七云中くうちこほしあつかふほどに

かららかにふと取出いぬるものをくれてかしこき

おさめ殿ひたきやをしてとりいる、こそをそろしけれ

按本文ノ納殿ハ後涼殿ノ納殿也

校書殿内納殿之図

《図9》

内蔵寮

職員令云内蔵寮頭一人掌金銀珠玉請目土玉珠作爲玉

也宝印鑲金類玉錦綾綺袷氎褥座也諸蕃貢

献奇璋謂非常之物其金銀以下雜物也之物料

「一四才

「一四ウ

「一五才

「一五ウ

供進御服及別勅用物事

延喜内蔵寮式云凡寮庫雜物者先種別自正倉

移於別庫而後未下用尽之前亦復移納勿令断絶

開正倉者助以上一人与允属開之

又曰凡蔵匙者属以上一人先触左近陣官率史

生入日華門請納

三代実録元慶七年二月廿八日云夜内蔵寮舍

人津守小吉開御服倉盜絹四十疋下獄

清冷鈔御読書云穀倉院設王卿饌内蔵寮設博

士饌兼賜侍臣

西宮記九月九日宴云謝座謝酒了昇着座略注内

蔵寮給紙筆應和二年十月五日不置紙筆依無  
柳宮也或云不注紙筆

小右記長和三年三月十三日云昨日内蔵寮納

御即位御服并雜物他等少々取下倉三字只中

倉鑰以石打開

按内蔵寮ノ中ニ外司正応権曹司御倉正倉染

作所等有トイヘ凡未明白ナル図ヲ得ス

内蔵寮之図

《図10》

いと、なよくとわれかのけしきにてふした

れはいかさまにかとおほしめしまとはるてくる

まのせんじなどの給はせてもまたいらせ給ひては

さらにゆるさせ給はず

職員令云主殿寮頭一人掌供奉輦謂券行也  
輦也

延喜雜式云凡乘輦車出入内裏者妃限曹司夫

人及内親王限温明後涼殿命婦三位限兵衛陣

但嬪女御及孫王大臣嫡妻乘輦限兵衛陣

西宮記臨時六云輦太子老親王大臣僧正等依

宣旨乘之彈正式

又同五云勅授輦車家宣旨之後帶劍拜舞若於

御前被宣旨者即帶劍於庭前拜舞天皇即位之

日依新帝宣旨可乘雖衛府者勅授人尚給宣旨云々

上卿奉 勅仰檢非違使彈正等 輦車親王大

臣中宿老人有此恩女親王女御尚侍每出入蔵

人經奏聞仰閣門吉上每難載雜式  
每難載雜式或僧正有蒙宣

旨者從三位管卿侍読間聽乘已上皆仰有司

仁和二年三月廿五日僧正遍昭聽駕輦車出入

宮門者

世俗淺深秘鈔云牛車輦車人大略先聽輦車後

聽牛車尋常事也略有八省於幣物時雖牛車輦

車人必令步行也略但大臣雖牛車輦車不蒙別

仰以前不入出侍賢門依重宣旨用此門也

三門口伝云輦車儀於侍賢門移乘輦車於春花

門前下車已上俗儀也至干僧只今不覚悟僧侶

拜賀之時參從朔平門之撰粗覚悟之且令引換

可申候 自侍賢門乘移輦車車輦也号兩東  
車輦也号兩東

引之謂引之至春花門 里内者於陣外移所乘引之

下車所牛車輦車之人於二條西洞院辻下也共

五十未滿之人於門外下云々

采花物語浦く別れの卷云三月はかりにて

奏して出させ給ふそのたひのぎしきはいと

こころことなり女御も御てくるまにて女房か

ちより歩つれたり

倭名類聚鈔云輦周禮注云后居宮中縦容所乘

「一六才

「一六ウ

「一七才

「一七ウ

謂之輦天久流高 為輕輪人挽所也

《図11》

《図11》

は、きたのかたおなしけふりにものほりなんとなき  
こかれ給て御をくりの女房のくるまにしたひのり給て  
愛宕といふところに

車

倭名類聚鈔云車駕古史考云黄帝作車尺連反音

御和名久 四声字苑音駕牛馬入轅輓中也

延喜雜式云凡乘車出入宮城門者妃以下大臣

嫡妻已上限宮門外四位已下及内侍者聽出入

土門但不得至陣下

飭鈔云新車乘始故実久安五十廿五或秘記曰

丑刻師長乘新車依未造了無輪云先日禪問

命曰乘新車之時不必有輪之由故殿御命也

枕草子卷五云そこへとて五日のあしたみや

つかさ車のこといひて北のちむよりさみたれは

とかのなき物そとてさしよせて四人はかりそ

のりてゆく

なきあとまで人のむねあくまじかりける人の

御おほえかなと弘徽殿などにはなをゆるしなう

の給ひける

弘徽殿

日本紀略天元三年九月十三日云盗入弘徽殿

女御曹司掠取器物東宮帝刀藤原景澄之所為

也

西宮記臨時九云延長元年十一月廿一日辛酉

賀茂臨時祭但無御神樂亥一尅中宮遷御弘徽

「一八オ

「一八ウ

「一九オ

殿朱雀院皇后宮賜祿陪從親王以下侍從諸衛  
佐以上參中宮陪從拳前豐原

御質鈔承平二年正月十四日云御齋会事了到

右近陣中將源英明朝臣云昔御清涼殿之時便

宣候此陣今御弘徽殿故自去年候左近陣法師

等自陣參入

倭名類聚鈔云弘徽殿在清涼殿北

拾芥抄云弘徽殿七間四間

榮花物語玉のかさり云清涼殿の北面はこきてん

の南めんなればうへは常に御かたを御らんじ

のそかせ給ふ

按延喜中宮式二西廊殿ト云ハ此殿也又弘輝供

輝等ノ字所見有リ

弘徽殿之図

《図12》

《図12》

た、かの御かたみにとてか、るやうもやとのこし

給へりける御さうそくくたり御くしあげの

てふど

御髮上調度ミシヤケ

按御クシ上ノ調度ハ御櫛宮唐匣搔上宮ノ類ナ

ルヘシ皆下ニ出

命婦はまたおほとこのこもらせ給はさりけるをあ

はれに見奉る御前乃壺前栽のいとおもしろき

盛なるを御らんするやうにて忍ひやかに

壺前栽壺前栽

清原元輔集云つほせんさいのえんせさせ給ふに

人にかはりて 月かけのいたらぬ庭もこよひ

「二一オ

「二一ウ

「二〇ウ

こそさやけかりけれ萩のしら露

藤原清正集云うち十月十四日につほせん

さいのきくの枝に こゝのへにうつろふからに

きくの花いつれの にこゝろそむらむ

古今和歌集云人のせんさいにきくにむすひつけ

てうへけるうた 在原なりひらの朝臣 うへし

うへは秋なき時やさかさらん花こそちらめねさへか

れめて

又云藤原のとしもとの朝臣の右近の中將にて

住侍けるさうしの身まかりて後人もすます成

にけるに秋の夜更てもよりまうてきけるつ

いてに見いれければもと有しせんさいいと

けくあれたりけるを見てはやくそこに侍

ければむかしをおもひやりてよみけるみはるのありすけ

うへし一むら薄虫のねのしけき野へともなり

けるかな

伊勢物語云扱年ころふるほとに女おやなく

たよりなくなるまゝにもろともにいふかひなく

てあらんやはとてかうちの国たかやすの郡にいき

かよふところ出きにけりさりけれこのもと

の女あしとおもへるけしきもなくて出しやりけ

れは男こと心有てかゝるにやあらんとおもひ

うたかひてせんさいのなかにかくれあてかうちへ

いぬるかほにてみれば

実方朝臣集云おもひかけたる人の内より

まかてたるとのるところのまへのせんさいをみて

露をきたるをなとかみたまいさりしとい

へは おきて見は袖のみぬれていたつらに

「一二二オ

草葉の玉の数やまさらん

禁秘御鈔云前栽清涼殿東庭并同西庭朝朝所並

前藤壺也延喜元年左右衛門栽草架延喜菊栽

東庭並仁寿殿東庭

按前栽ハ草也庭前二栽ユルノ儀欵壺ト云ハ小

庭也梨子壺桐壺等亦同

ともし火をか、けつくしておきおはします

右近のつかさとのゝる中のごゑ聞ゆるうしなり

ぬるなるへし人めをおほしてよるのおと、にいら

せ給ひてもまとろませ給ふ事かたし

夜御殿

北山鈔元日供屠蘇白散事云第一度入自夜御

殿南戸御東戸内宮内段帳

江家次第卯杖云女官伝取入自仙華門経長橋

立南廊小板敷内侍取之立夜御殿南戸南面東

西壁下近代女官  
立之矣也

禁秘御鈔云夜御殿四方有妻戸南大妻戸一間也

御帳同清涼殿敷御上座也御枕有二階奉安

御劍神宝皆有覆御帳西并有燈籠

禁腋秘鈔云夜御殿は御帳日の御座のことし

かべしろかけたたり四の角にとうろありかいともし

のところにくはしく見えたり御てふのまくら

のかたにつの二つあとのかたか、みかけたたり昼の

御座もおなし御いかなとこのところにてたら

るいたしきの下しつけをさらんためふかくほり

たるよし古老伝にあるよし長曆御記にみえ

たり略夜のおとどはよむのおと、といふ

按夜御殿又夜御所江家次第  
論時降目又塗籠西宮記

「一二二ウ

「一二三ウ

建武年中行幸事又塗藏<sup>言家</sup>又夜塗籠<sup>侍中要</sup>籠<sup>中</sup>又夜

大殿<sup>記左</sup> 主上寝御ノ所也

夜御殿之図 一十二丈

清涼殿身昼御座ノ北二有リ

《図13》

ものなともきこしめさすあさかれゐのけしきはかりふれさせ給ひて

朝餉

江家次第大殿祭云神祇官人<sup>諸</sup>先石灰壇次

経御帳後奉仕夜御殿次朝餉次御湯殿次御櫃湯

殿次御膳宿

禁秘御鈔云朝餉二間南平敷二枚<sup>北</sup>東北立屏

風<sup>御屏</sup>夜御殿方有副障子屏風内外案御調度

二階一<sup>銅</sup>唐匣<sup>銅</sup>一硯<sup>銅</sup>螺鈿<sup>銅</sup>厨子<sup>一</sup>一脚<sup>銅</sup>非<sup>銅</sup>只

近代蒔蛭絵或以薄挿冠<sup>春</sup>唾壺<sup>春</sup>手拭<sup>春</sup>筥<sup>春</sup>厨<sup>春</sup>几

帳一大床子<sup>二</sup>手<sup>一</sup>水<sup>一</sup>開<sup>一</sup>火<sup>一</sup>櫃<sup>一</sup>書<sup>一</sup>和<sup>一</sup>絵<sup>一</sup>台<sup>一</sup>盤

所方障子和絵御手水間方障子書猫

侍中群要云朝餉下格子事入自朝餉北間取燈

籠火置壺厨子取寄御物等於便所上時自御手

水間方下時自南方先取渡御物等北間<sup>天下</sup>南

間次如元取渡本所<sup>天下</sup>北間

禁腋秘抄云あさかれゐは二間也おくのかへにそへ障

子有へし近比みえすうむけん二帖はしに小もん

二帖しく御屏風たり御座のきたのかたに御二かい

上に火とりおくのかたにだこ下にうちみたりの筥

二つ御二かいの西は御かうふりのはこそその西にから

くしけそのにしに御ゆ奉るつきたいにすう其

きたに大床子一脚うげんのおほひ是は御けつり

「二四オ

「二四ウ

くしの大床しなりそのおく<sup>東</sup>ちいさく壺の

つし二脚あり御す、りをはしの二かいに置たり

御屏風はつし二ツのあはひをひきをりてたつ

るなり<sup>略</sup>すへてあさかれはきぬきてもこし

かけさる人はとをらすあさかれひつねの御所の

御えむは下らう女房とをらす<sup>略</sup>

《図14》

按朝餉者清涼殿西庇御膳ヲ供スル所也下

清涼殿全図可見合

こまうとのまられるか中にかしこきさうにむ有ける

をきこしめして宮のうちにめさむことはうたの

みかとの御いましめあれはいみしうしのひてこの

御子を鴻臚館につかはしたり

鴻臚館

職員令云玄蕃寮頭一人掌仏寺僧尼名籍<sup>略</sup>供

斎蕃客辞見識饗送迎<sup>略</sup>及在京夷狄監当館舍

<sup>鴻臚</sup>館<sup>事</sup>

延喜左京職式云宮城辺朱雀路溝皆令雇夫掃部

又左京者大学神泉苑鴻臚東館右京者穀倉院

鴻臚西館客徒入朝之時均分客館之内左右共掃

部

兵範記仁安三年十一月廿二日云於七條鴻臚

館着幄行事可羞盃鏝由右小弁同心雖令議定

院御車已立経時刻依有恐不差

続日本後記承和六年八月辛酉云以東鴻臚<sup>院</sup>館

地二町充典葉寮為御葉園

大槐秘鈔大掌祭云七條の朱雀の東面に鴻臚

館と申所よしいまは人の館とまかりなりて

「二五オ

「二五ウ

「二六オ

「二六ウ

「二五オ

候めりいつよりまかり成たるにや有らん今とも  
へうの山は其ところよりそ曳有ける

按鴻臚館ハ七條朱雀大路玄蕃寮ノ内

客館ニ東西入東西鴻臚館入客 入朝之時此

館ニ在ル也

鴻臚館之図

《図15》 ②図の上に×あり

うちすみせさせ給ひて御こゝろもなぐさむへしと

おほしなりてまいらせ奉り給へりふちつほと

きこゆ

藤壺 飛香舎

和妙類聚鈔云飛香舎

在弘徽殿北布知豆保

西宮記藤花宴云延喜二年三月廿日御飛香舎

御覽藤花左大臣猷物贈南次御膳次王卿侍臣

着座公卿下略天曆三年四月十一日於飛香

舎有藤花宴殿上御椅子立南廂東一二三間卷

簾垂其前四尺屏風三帖

九曆天德元年四月廿二日云息所於飛香舎遂

事未尅依垣下催着座在母屋放出三間之中玉

卿座在東廂南東辺北西面

中右記天仁元年十一月廿日云叙位藤壺

玉海安元三年六月廿七日云藤壺者代々妻后

之居所也

山槐記心保元年十二月十七日云從子冠香飛

香舎御装束

栄花物語晚待星云清涼殿こほたれてあたらし

くつくるへしとてこほつ藤壺より見ゆるも

いとあはれにて

「二七オ

「二七ウ

枕草子卷七云まつあなめてた大納言はかり

の人にくつをとらせ給ふよとみゆ山のゐの大納

言所のつきくさらぬ人々くろきものをひきち

らしたるやうに藤つほのへいのもとよりとう

くわてんの前までゐなみたるに

元真集云おなし十二月春宮の女御ふち

つほの御つほねにてち、の御五十賀うちにせ

させたまふに

拾芥抄云飛香舎或西一藤弘徽殿西

飛香舎之図

《図16》

《図16》

春宮の御元服南殿にてありしきしきよそほし

かりし御ひ、きにおとさせ給はすところくのある

しなとくらつかさこくさうゐんなど

南殿 紫宸殿

清涼抄皇太子加元服云前一二日召仰供奉所

司当日所司參上南殿供奉后内義式天皇号皇

延喜十六年

統日本後記嘉祥二年二月戊戌云狐入内裏犬

遂出自月華門逃昇南殿上遂為犬所咬

三代実録貞観十三年二月十四日云天皇御紫

宸殿視事承和以往皇帝每日御紫宸殿視政事

仁寿以降絶此儀是日帝始聴政當時慶之

紫宸殿之図

《図17》

《図17》

穀倉院

「二八ウ

「二九オ

「二九ウ

「二九ウ

「三〇オ

「三〇ウ

続日本紀承和元十二月丙寅云始充穀倉院  
卯一面

延喜左京職式云宮城辺朱雀路溝皆令雇夫掃

部略石京穀倉院鴻臚西館

清冷鈔天皇奉賀上皇御算云召内藏寮穀倉院内

給所前一箇月定調楽行事人

西宮記曰穀倉院在太学寮西納畿内諸国調

錢諸国無住職田及没官田太宰稻等諸庄物勤

中饗有公卿及四位五位别当預藏人

又云或抄云大同年中始置此院弘仁十二年公

卿奏准抛例旧例運近江国緑江諸郡十萬解

取穀倉院尋運越前国物使項其代承和元年始

充穀倉院卯一面

外記師守記貞治四年四月五日云今朝家君有

同事予以下被渡穀倉院被摘茶初度也院掌彈正

忠延兼走舞一瓶及盃飲非無其真者也宗左衛

門入道頼惠調之三斤余有之

按穀倉院ノ所預詳ニ西宮記ニ見ユ但院中ニ

応倉勅旨所正倉襍舍院預人寓所等有之

《図18》

おはしますてんの東のひさしひむかしむきに  
いし立て

御座敷清涼殿也

類聚国史云弘仁四年九月癸酉宴皇太第於清

涼殿具物漢法

延喜神祇式云大殿祭神今食明日平旦略即卯

官人着木綿蔓略立案前直進御殿

日本紀略天德元年六月十八日云自今於南殿

並御殿請百僧転読大般若經

本朝文粹卷十一云早春侍宴清涼殿玩鶯花応

製

禁秘御鈔云清涼殿五間北一間母屋為路次

第四間奥有御厨子第五間西帳四面有几帳

季御厨屋有日記御厨子夏在在胡粉屋

花鳥冬行木形燈三西柱角鏡二東御厨平敷二

帖縫欄南上御座南一枚中書後端欄御硯管御

座南板置自中央南方入形殿在左等台水三尺凡

帳御座北柱内立斜立之西裡也大床子三脚敷

高麗非疊端ヲ疊ノ弘サニメ有裏円座一脇足

一或ニ以南蛮絵御厨子二二式日記御厨子二脚

近代不納一代御記式宮雜文書置物御厨子二

等及女織坪指油不可説次第也置物御厨子二

脚小水金又篋二拍拍子因三尺南

第二間母屋御座下以東為前北御厨内弘

弘庇板九枚北有荒海障子南方手長足長北面障

子宇治網代墨絵也二間與上御局之際立昆明

池障子閑院無上御局仍荒海障子副二尺許為

路立之南昆明池北嵯峨野小鷹狩南切妻有鳴

板号見參板付也年中行事向上戸立之奉東方

禁秘御抄云つねにわたらせ給ふ殿なり

中殿ともいふむかしは仁寿殿を御殿にしつ

らはれたるもあり御てふかたひらをかけたり

四ふく四帖五ふく四帖なり三方の中を

あけてうしろならひに四のすみをたれ

たり四尺のきちやう三本三方の中のあけたる

下にたつ後は三尺のきちやうなり御帳のかた

ひらをたれたるかゆへに木丁御てふのうし

とらのかたすちかへてたつ内にうむけんの

「三二一才

「三二一才

「三二一才

「三二一才

御座三帖をしく御帳のまへのしも左右に

獅子狛犬あり前に平敷の御座うり二帖

しとねをくはふ御座のまへの右かたのいたに

御すゞりのはこを置すまみ水いれはかめのつはなり

御剣しとねの南にをくひさしの南二間石はい

のだん也この間を地下にすむして御拝あり

一の間の中ほとにつほありふたをくはふちり

などはきいる、ゆへにちりつほといふ昔は火をこし

てれうりなとせられたり西うしとらの障子

にそへて二三の間におきものつしをたつその

つしに楽器を置うへに琵琶まそのはしに

北のに笛のはこつきのちうに和琴すかを

かれたりそのまへ御帳の南の間に大床子三

脚をたつかうらいのおほひ三てう中にかさね

たる円座一枚をしきて御座とす南のはし

らのよこさまなる大床子に御つし二脚をたつ

南のかへにそへて日記の御つしとひろしやう二

脚たてたり一の間のもやのしたに四季の御屏

風一帖障をはしたてたり其うちにはい

せむのえむさあり石はいの間のまへに河竹の

たいあり仁寿殿の西むきの北の間にはくれ

竹のたいありみかは水みきをなかれたり

萩の戸のまへに小萩をうへたりはしの間の

むかへにするの木ありりんじのまつりの舞人

この木の中にはさみてたちいつつちの間の

ひさしをむまつなきのらうといふそのうへはくつ

かくしの廊といふ御後よりこなたへいつる

ときこのらうにくつをかくす

「三三才

「三三才

「三四才

《図19》

倭名類聚抄云清涼殿在後書殿北

拾芥抄云清涼殿殿云中殿又云御

於清涼殿又御殿常御殿本殿中殿卜云主上

常二御座ス御殿也

清涼殿之図

《図20》

《図20》

椅子

延喜木工寮式云大椅子一脚高一尺三寸長二尺一尺五寸

料功釘十二隻寸五分長一膠一両長功七人中功八

人短功九人小椅子一脚高五寸長一尺三寸料

功釘十二隻寸五分長一膠一両長功五人中功六人

短功七人行

又掃部寮式云凡御座者略紫宸殿設黒柳木倚

子行幸赤漆床子並敷

又云椅子茵一枚長二尺一尺二寸厚二寸一尺料小町席一條

長八尺四寸葉薦七尺黄帛一條長八尺八寸調布

一條長三尺一寸黄糸二銖苧一両緋葦一條

寸五分細繩二丈長功二枚中功一枚大半短功一枚

半

江家次第石清水臨時祭云敷二色綾毯代鹿

鏡子其上立殿上椅子幼主時

又臨時六云春宮御椅子欄事見代々立太子記

重明親王天慶八年記無欄云永保装束司通

俊朝臣依彼記奏事由撤却之々々件装束司所作

之椅子不知主上御椅子歟春宮御椅子欵後冷

泉院御時依火事彼寮雜物多以焼失案延喜十

「三五才

「三五ウ

「三六才

「三四ウ

六年御記東宮御椅子下有銘云此椅子無銘仍不知必是春宮御椅子若可用無欄椅子者可新作之專不耳拔棄彼御椅子欄欵孝信宿祢申云東

宮御椅子多年立件椅子但於欄者忽被拔棄頗不穩便數年立之何依一年記忽被攸乎者不知

可否時儀如是又撤左右欄不撤後欄事不一樣旁可謂違失

清冷抄天皇加元服云女官依例裝束立御椅子如常

西山鈔内宴云鼓琴吹笛之者皆取管弦候之至清涼殿前立梅樹之下登時立御椅子召為平親

王令候座

西宮記所々座体云出納毎夜以御椅子覆懸小板敷北端竿藏人取之覆之御物忌之間不取覆

栄花物語初花云しんの御しつらひなとさまかへしつらひなさせたまひて御てふの袖かたに御いしたてさせ玉へり

按東宮ノ御椅子有欄ヲ用ル欵一世ノ源氏ノ椅子

新作之者必無欄ヲ用ベシ此条源氏の座椅子にはあらず

承安五節繪卷物 殿上御椅子図

《図21》

《図22》

《図23》

さるの時に源氏まいり玉へりみつらゆひ玉へる  
つらつきかほのほひさまかへ玉はん事おし  
けなり  
鬢ツラ

「三六ウ

「三七オ

「三七ウ  
「三八オ  
「三八ウ

西宮記一世源氏元服云冠者座土敷座一云を畢巾櫛具源氏出袍結髮

又臨時六云童子赤青色之外略除節云行幸初参三相撲召合之日着総之結無形

狭衣物語卷一云むらさきのくも棚引わたると見ゆるにひむつらゆひていひしらすおかしけなるわらはの

雅亮装束抄云みつらをゆふことまつときくしにてちこの髪をとさまはしてひらかうかいにてわけ

めのすちよりおなしをわけくだしてまつ右のかみをかみねにして左のかみをよくけつりてあふ

らわたつけなてなとしてもと、りをとるやうにけつりよせてひたりさきのいとをひとすちとり

てそのみつらのところあかりさかりのほとめとまゆとのあはひにあたるほとまへうしろのよりのきは

ちこのかほのひろきほそきによりてゆふへしかほひろくはまへによせほそくはうしろによすへ

した、しいかさまにもみ、よりはまへなりかみのほとをいつかうまきはかりつめゆひてかみより

したうらにまむすひにゆふへしまつしたむすひをしてかうかいのさきをゆするつきの水にぬら

してむすひめをぬらしてまむすひにすへしいとをのへむれうなり糸をきらてかみの

すそをよくときくたしてのちみ、のうしろのかみをみ、のうしろかくる、ほとにひむふく

をふくらかにけうらにひきて耳をかかすへしつきにかみのすゑをちこのかたのまへによくく

なてつけてちこのむねをしあて、ちのほとに

「三九オ

「三九ウ

あたるほとをとらへてまたあるいととして三ま  
とひ斗してまむすひにつよくゆひてこかたな  
してむすひめのきはよりいとをきるへしさて  
そのゆひたるしものかみをよくく／＼なて、のち  
みつにわけてみつくみにすそまてくみたた  
してそのすそのくみはてをかみへひきかへし  
て元ゆひたる糸のきらてをきたるしてこのくみ  
はてのもとをもとゆひたるところにまむすひ  
にしてそのきはより糸をきるへしいつくをも  
ゆはんにはむすひめをぬらせいとのかつろかぬ也  
髪すそをは耳のうへよりこしてひむふくのう  
ちにはさむへしなを末いてはくひかみのうちに  
をしいるへしちこそをさなくてかみみしかくはべち  
につけかみといふものをもとゆひたるうへにゆひつけて  
ゆふなり其髪などをよくゆひなとしてをとし  
杯すましき也つきにはさかたをとりてこのもとを結  
たるうへにあて、ちこのうしろにてをしてはさ  
かたにむすふそのひゆやうかくへきにあらねは左  
右の本をゆひてくしたりまつ左をゆひてのちわら  
うたなからひきまはして右をゆふへしわかまはるも  
こちなければこのれうにわらうたにはすうれとも  
きみの御みつらなど参りたらんにはひんなしわれま  
はるへし

又云さうそくしてのちわらうたにこのちこそを  
すえてひんつらをゆふへしか、けのはこのふたに  
□はさかたふたすち□なかさ一尺にはかりほそき  
五分はかり□らをた、みていろく／＼のいとにてかつ  
らてにてふこ鳥をぬひたりいろはんひのらんの

「四〇オ

「四〇ウ

されか□むらさきのいとのかつらかにをしよいたる  
か□なかさ二三尺斗なる三すち四すちくし二枚  
かうちときくし一枚ひらかうかい一あふらつほに  
あふらわたいれてこかたな一これらをか、けのは  
このふたにいれてさうそくにくしてとりいたす  
すなりゆするつきに水いれてやないはこに  
をきてくすへしかみひねりふたすち  
童体服

西宮記一世源氏加元服云源氏出袍結髮  
又臨時六云童子赤青色之外元三十六日間着  
黄衣略以織物為翹塵代以後為白襲以黄花紅  
梅等為下襲為曳倍支類依人可用衆法不得習  
之

江家次第御元服云皇帝着黃龍闕袍打鞆  
穿下重等並着赤靴出  
御南殿

雅亮装束抄云わらは殿上人のことわきあけの  
さうそくもの、具つねのことしうへのきぬあかいろ  
なりつねの五ぬのうへのきぬのあかみたるやう也  
もん小あふひつねのことなりしたかさねつねの  
ことしつ、しおもてあやうらひとへもんやうし  
うちたりあかへありはんひはくろはんひらん  
をなとはらといふものなりなつはうすもの常の  
あこめのいろこ、ろにあるへした、しこきさうそく  
ならはすはうのあこめあをきひとへにて□くし  
ちきぬきるへしうえのはかまおりもの上達部のさう  
そくのてい也是はこきさうそくうらはこしおほく  
ちもこかるへしとりかさねてわらうたのうへに  
をきてとりいたすへしきるへきしたいにをくへし

「四一オ

「四一ウ

おひつの、まろとも五みのさくひきおひしたうつ  
しかいあふきをくすへしたみゑありなつの

下かさねあかいろくろはんひ也いろをゆりたる故  
なりうへの袴のうらおほくちあかくともくる

しかるましけれどをさなければうちまかせては  
こきさうそく也さうそくをすることは常の

わきあけ也た、しはんひのをゆふへし本を  
見るへしさうそくしてのちわらうたにこの

ちこをすえてひむつらをゆふへし

かうふりし給ひて御やすみところにまかて給ひて  
御衣奉りかへて

無位袍  
衣服令云制服无位皆皂纒頭巾黄袍謂殿親

得着草鞋  
如御烏油腰带白襪皮履朝廷公事則服之尋常通

続日本紀和銅五年閏十二月辛 云制略又無  
位朝服自今以後皆着欄黄衣欄広一尺二寸以

下  
西宮記臨時六云黄衣無品親王孫王源氏及  
良家子孫弱冠者着之公卿子孫候殿上無位時

用黄衣  
又一世源氏元服云引入着座冠者下於下  
黄衣拜舞人自前

又臨時六云行幸無位東堅着黄衣

北山鈔内宴云同八年召散位菅原淳成左大臣  
所奏小野篁黄衣葛履得預宴席云々

世俗浅深秘鈔云無品親王袍色萌黄与浅黄也

「四二才

「四二ウ

「四三才

是先賢異儀区也或又紫云々情案此事猶可為薄  
黄但聊可有青氣行成卿記注黄色之由就件記

猶執浅黄之由輩中古多之然而為黄色也撰錄  
家輩記云多注浅黄云々如彈正式者可為紫由注

然而端レ無品親王下注テ浅黄ヲ受又親王着  
紫云々所謂此親王四位以上親王也或書云說者

曰親王者四品以上也無品者有別式云々以此文  
案之彈正式親王四位以上之事也雖載無品不

注袍色是彈正式者為糺斷從政者有違式也然  
間無位親王無出仕公事仍親王も四位已上ヲ

注也所注彈正式文如此凡無品親王諸王諸王  
内親王女王等衣服也親王着紫已下孫王准五

位諸王准六位者其服色就此文存紫由輩非其謂  
然而以令文案之曰猶可為紫者有相違者也衣

服令曰親王諸王諸臣一位已上并深紫衣三位  
已上浅紫衣云々其以下至五位緋衣何雖親王無

位人可着紫哉就中無位黄云々注無位所ノ注曰  
又同大服制然者親王同在此中條勿論歟

鈔鈔云浅黄親王着御保延五或秘記云雅仁親  
王元服諸卿等相談曰無品親王着黄衣或人曰

謂之浅黄專不分明宗能卿曰是浅黄之薄也予  
曰或記云親王着黄衣注曰其浅黄也世称黄衣

或記曰着緑袍云々以之推之猶浅黄色欤謂宗  
能曰浅黄者心喪之色也豈可用哉余人更不口

入予心中雖存無其謂之由更不出口外婦亭後  
勘日記長和二年三月廿三日行成記曰新冠兩

親王着黄衣其浅黄也寛治元六一御曆曰着  
緑表衣給云々改着男御装束緑御袍浅黄也世称

「四四才

「四四ウ

「四四才

「四三ウ

「四四ウ

之黄衣面小葵綾練之裏同色平絹同練張之有  
文御帯件御装束自此前自待賢門院被調進也  
久安六十廿三新大納言伝法王詔曰重明親王  
元服夜袍如何其趣意宣載状奏聞者執状曰無  
品親王黄衣之由見西宮記六臨時又縫殿寮式有  
所見淺黄即薄黄之申也可用薄黄色者 (花押) 案先年六條  
宮元服之時袍色有御沙汰薄女郎花色也有黄  
気者

台記久安六年十二月一日云伝聞今日重明親  
王如元服被用黄袍如余所奏

「四五才

続世継はらくの御子卷云色なともたつね  
え侍らぬおりくも侍るとかや位おはしまさぬ  
ほとは浅黄と日記に侍るなるをあをさか

黄なるいろか覚束なくて花園の大臣に  
たつね奉りけるにおさなくて覚え給はぬよし  
申給ふなとき、し一のみやの御元ふくのはき  
なるきぬにてまことにおはしますすらむ無  
位のひとは黄袍なるへければおの、たかむらの  
隠岐よりかへりてつくりたる詩にもこふ君さ  
くを愛さは我を見よろき事はかうへに  
ありきなることはころもにありなときこへし  
神のやしるのきかり衣も位なきうへのきぬの  
こゝろなるへし

延喜縫殿寮式云浅黄綾一匹細綿亦同細綿对安草

「四五ウ

大三斤八両灰一斗二升薪世斤

按々無位の人黄袍を着する事右に詳也

源氏君此時無位也浅黄を着すとすべし

浅黄御着の感きなり曾てみどりのうすきにあらす先輩此説区

やといへ共縫殿寮

式にかり安草を以て染るのよしみゆるのうへは  
さらに論すへからす但木位のみまきは

黄のうすきにあらす乙女の巻可見命

〈頭〉黄袍 此説不用

位色考に見合

按一世源氏元服之日麴塵闕腋ヲ着スノ由

西宮記ニ見ユ然ルニ源語装束抄赤色ヲ着スト

注ス扱アルカ不知

「四六才

浅黄綾

縫殿寮ニヨツテ所染色

表小葵綾 裡平絹

《図24》

御ろくのもの上の命婦とりて給ふしろき大う

ちきに御そひとくだり例のことなり

白大褂

清冷鈔親王加元服云加冠人進候孫庇女蔵人

取録賜之白大褂一重脚衣一重大袷加白様衣脚  
衣或歌之次間左右馬十列各一足

給加

又源氏皇子加元冠云加冠人応召参上命婦持

例給之其其内親王  
加冠之時

西宮記大臣家大饗云弁少納言録参議録  
大紅

卯重中納言大納言白大褂  
一重

江家次第大臣家大饗云次参議録三位以上卯  
重四位紅大

掛殿上白大褂  
一重

北山鈔内宴云臣下潤醉令兼迫之舞甚得骨

給録白大褂  
参議録深掛

栄花物語初花云上達部には女のそうそくおほ

「四七才

うちきなとそへたり

雅亮装束抄云ひんきのところをろくの所として

略おほうちき一領といふはひとへなくてたふた

つかさねたるをいふなり

倭名類聚鈔云桂漢書音義云諸干今按干官作

大掖衣袿衣也积名云音圭美諸抄作婦人上

衣也

按掛ハ衣也裁縫衣二同シ

御さかつきのつゐてに いときなきはつもとゆひにな

かきよをちきる心はむすひこめつや 御こゝろはへあ

りておとろかせ給ふ むすひつる心も深き元結に

こきむらさきの色しあせすはとそうし長はし

よりおりてふたうし給ふひたりのつかさの御むま

くら人所のたかすへて給り給ふみはしのもとに

みこたち上達部つらぬ

元結

倭名類聚鈔云髻 孫愔功韻云髻音話和名以

組束髪也

雅亮装束抄云わらうたにこのちこをすえてめ

つらをゆふへしか、けのはこに略むらさきの糸の

ふとらかにをしよりたるか長二三尺はかりなる三

すち四すち

又云とのゐさうそくにはさけみつらとそゆふ也略

むらさきのいとのみつくりこ出よりのほとによりた

なる九尺はかりあるして元ゆひのむらさきの糸の

うへをみつかきにゆふなり

按二元結ハ紫の練糸をふくらかに三よりに

捻て用ユ今もしかり又さけみつらのむら

「四八才

濃の元結ハみをつくしの巻にしるす

長橋

西宮記御齋会云僧綱率僧自仙花門入昇自南

長橋着座

江家次第賭弓云御出後又遲參公卿路事經南

殿北廂作者經長橋壁下到南廊自取履到殿上

着之

又宇佐使云藏人取御半臂表御袴等入自鬼間

經石灰壇御屏風北妻到孫廂給之退出殿上方

使纏頭下自長橋於東庭拜舞

榮花物語晚待星云月くまなきに人々ありきて

見るに南殿へのほらせ給ひし長はしのくちたるも

あはれにて 君か代につくしはてぬる長はしの

なに、か われ朽すとも

今昔物語云今ハ昔延喜御代略頃ハ三月下旬

霖雨によつて南殿のはさまは殊更くらきに公忠

卿ひそかに長橋より枝足してのほりつ、南

殿の北の腋戸の許に至て

長橋並御殿

《図25》

《図25》

左馬寮

職員令云左馬寮准右馬寮頭一人掌左閑馬調習

養飼供御乗具謂坐即自内儀寮所造者其在天職賞賜之料亦同焉焉配鞍

草及飼部戸口名籍事

三代実録云貞観十六年二月六丙申春祭右

馬寮牛斃左馬寮馬死由是停止

日本紀略云天曆元年七月七日去夜大風左馬

「四九才

寮南門顛倒

清冷鈔親王加元服云女藏人取録賜之出語一  
重大臣加白袂衣御衣或歌之  
次左右馬寮十列各一疋加給

「五〇才

左馬寮之図

《図26》

藏人所

類聚国史曰弘仁元年三月十日始置藏人所

三代実録貞観十八年七月十四日云勅喚散位

大藏朝臣善行侍藏人所校定御書兼以顔氏家

訓教授帝左右年少及禁中好事者至是講竟詔

於藏人所賜竟宴喚大学文章生等賦詩

又元慶七年七月五日云勅弘仁十一年以来主

鷹司鷹飼三十人犬十牙食料每月宛彼司其

中割鷹飼十人犬十牙料充藏人所貞観二年以

後無置官人雜事停廢今鷹飼十人犬十牙料永

以熟職充藏人所

延喜齋宮式云膳部六人舍人二人荷領十四人

藏人所陪從六人内侍及院女別当以下並從車

後

西宮記 云延喜十年十月廿九日今日藏

人所漢書竟宴事略探題詠史召之詩御侍

聞食

拾芥鈔云藏人所在校書殿有別当左大臣一人

頭一人預人八人出納三人小舍人六人有熟食

年官進月奏或云衆十二人有内官或所衆二十

二人瀧口二十二人或藏人八人五位二人或三

人六位六人或立人是皆職事也

宇津保物語た、こそ云右のおと、のうちへ参り

「五一才

給へらん時藏人所にもてゆきてうるもの也  
とていたせ

枕草子卷七云夜いたうふけぬあす御ものいみ

なるにこもるへけれはうしになりなはあ

しかりなむとて万いり給ひぬつとめてくら

人所のかうや紙引かさねて

校書殿内藏人所之図

《図27》

《図27》

御階

江家次第御齋会内論儀云其後簀子敷立庄子

為講師聴衆座南階上  
預敷板

又云階上南階可敷板但簀子敷広者不可必

敷之

侍中群要雷鳴云夾清涼殿前南御階立之北  
南階

按清涼殿ノ東階南北各三阪無欄清涼殿全図

及長橋之図等可見合

承安五節絵清涼殿御階之図

《図28》

《図28》

右大弁なんうけ給はりてつかうまつらせける

とんしきろくのからひとつもなところせきまで

祿唐櫃

延喜齋宮式云凡齋王将入干初齋院略装物韓

櫃各一合衣服韓櫃二合祿物韓櫃六合

江家次第元日宴云縫殿寮立祿韓櫃自承明  
行別立左

北山鈔元日宴会云雅楽寮奏楽縫殿寮立祿韓

南有長

「五二ウ

「五三才

「五三ウ

「五一ウ

「五二才

櫃大臣着陣

栄花物語音楽云同じく中嶋に平張して公け

より初宮々のろくのからひつとも色あかくおと

ろくしくて

さとのとは修理職たくみつかさに宣旨くたりて

になうあらためつくらせ給ふもの山のた、すまゐ

おもろしきところなる池のこ、ろひろくしなして

めてたうつくりの、しる

修理職

倭名類聚鈔云修理職手在女豆久 留豆如佐

日本紀略寛仁四年七月廿二日云大風吹壞修

理職西門

類聚国史云嵯峨天皇弘仁九年七月庚申定修

理史生六員

延喜中務式云修理職三百九十人史生八人長 上十人將領 百廿七人飛騨五十三人

又式部式云凡修理長上木工五人檜皮工一

人瓦工二人石灰工一人將領二十二人並預考

按修理職ハ近衛南勘解由小路北東大宮東

指態西方一町也

内匠寮

延喜中務式云内匠寮一百廿四人頭一人助一 少允一人大属一人少属二人史生六人才長上 廿九人番上工一百一人

西宮記臨時六云二十九日内匠寮撤夜御帳替

御屏風

北山鈔内宴云内匠寮参入立軟障台於所々事

木工寮立舞台事

雅亮装束抄云おなしきまのすやに御帳有略其

其

「五四オ

上に四のすみくのつちゐをすえてはしらをたて

まはしてかもゐを奉てのちぬりこのあかりさ

うしをまことにおほふたくみれうをかならず

めすへし

内匠寮之図

《図29》

山池

うつほ物語藤原君云又かくてたうちふりたる比

中嶋に水のたまりたるにほといふとりのこ、ろ

すこくなきたるを聞給て

栄花物語とりへ野云殿の有さまめもはるにおもし

ろし山のもみちかすをつくし中嶋の松にか、れるつ

たのいろをみればくれなるすはうのこさうすき

青うきなるなとさまくみにゆるそよにめてたき

狭衣物語卷一云御前の木たち何となく青みわ

たりて木くらきなかに中嶋の藤は松にとのみおも

はすさきか、りて山ほと、きすまちかほなるに

池の汀の八重山ふき井手のわたりにことならず

「五六オ

注

(1) 森田直美・赤澤真理・伊永陽子「源氏物語」の住文化とその受容史に  
関する研究」(住宅総合研究財団研究論文集、三七、二〇一二年)、赤  
澤真理「源氏物語絵にみる近世上流住宅史論」(中央公論美術出版、二  
〇一〇年)、森田直美「近世後期における平安朝物語の図説化―装束関  
連の書を中心に―」(『国文学研究資料館紀要文学研究篇』第三七号、二  
〇一一年)。書誌については、伊井春樹「源氏物語注釈書・享受史事典」  
東京堂出版、二〇〇一年を合わせて参照いただきたい。同書によれば、  
写本に、筑波大学1冊、東海大学桃園文庫1冊、カルフォルニア大学  
パークレイ校三井文庫旧蔵(源氏物語中大内調度織文図彙と題する)に

一冊がある。また、『国書総目録』をみると、無窮会に四冊がある。  
 (2) 森田直美・赤澤真理・伊永陽子「宮内庁書陵部蔵『源語図抄』翻刻」(瞿  
 麦、第二十六号、日本女子大学文学部日本文学科、二〇一二年)。  
 付記 本書の翻刻掲載については、宮内庁書陵部からの許可を得てい  
 る。

図版

各図版の(一)に示した『大内裏図考証』については、『故実叢書』  
 明治図書出版、一九五一年から、巻数一頁を示した。図面・絵巻物に  
 内題がないものは、(一)で示した。

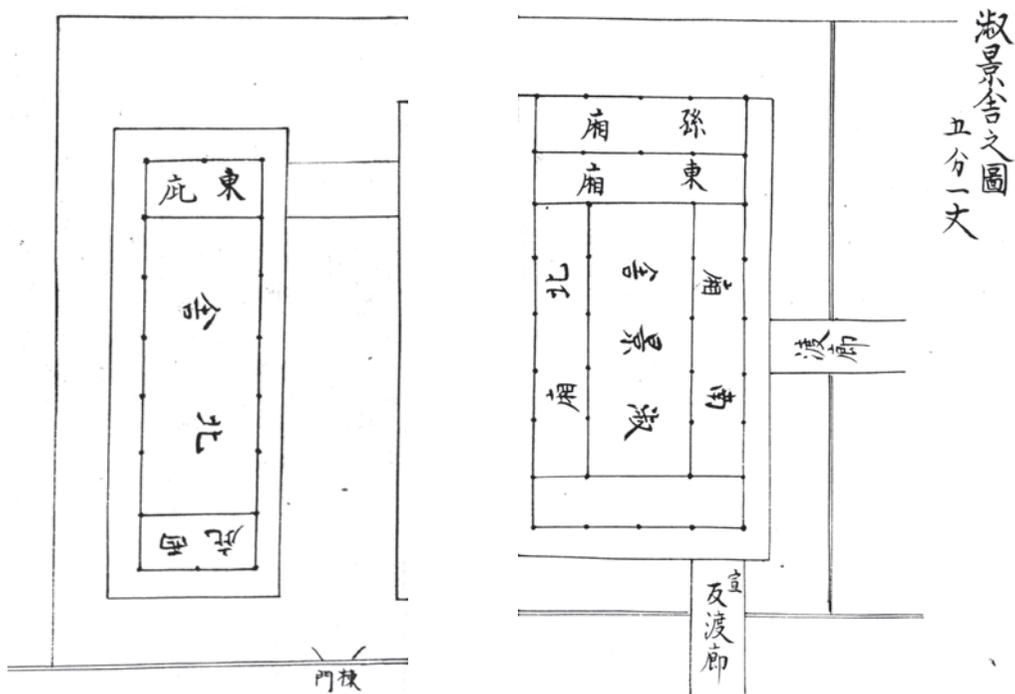


図1 淑景舎之圖 五分一丈 (大内裏図考証 3-10)

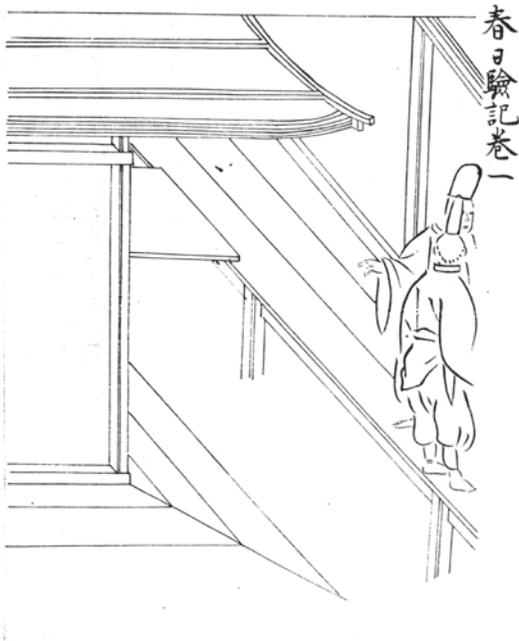


図3 春日驗記卷一（八紙）

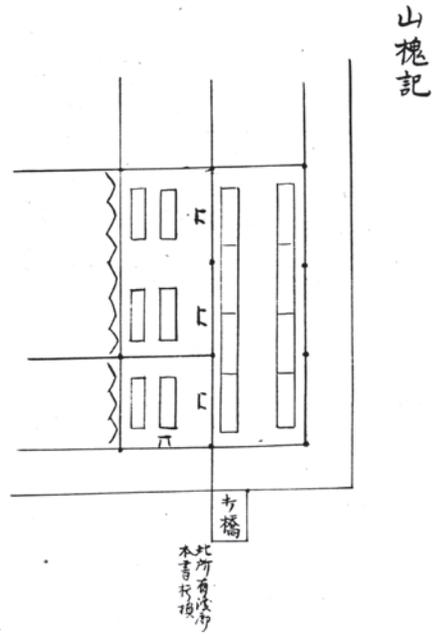
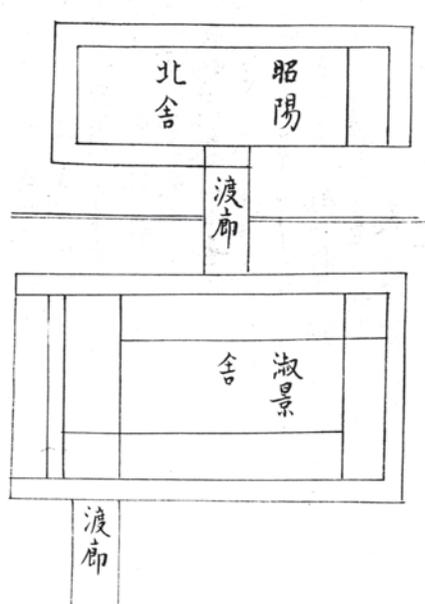
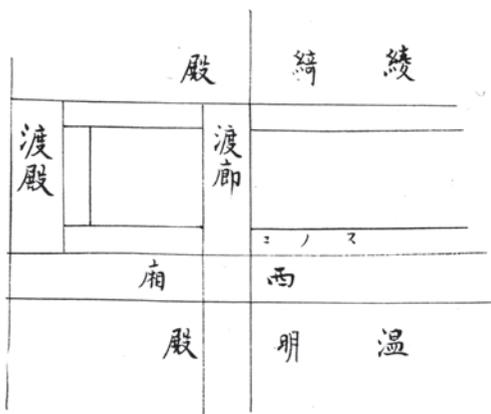


図2 山塊記



昭陽淑景渡廊之圖

図4 昭陽淑景渡廊之図（綾綺殿と温明殿間の渡殿、渡廊）（大内裏図考証 3-8, 2-377）

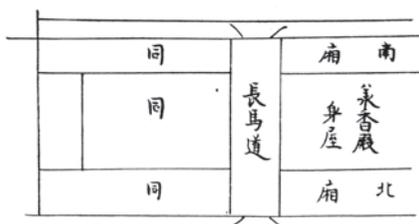
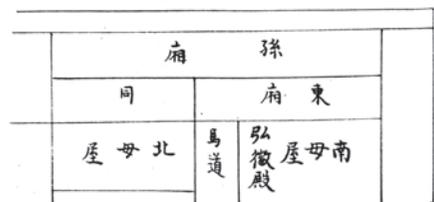


図6 馬道之図 同 (大内裏図考 2-428)

馬道之圖

同

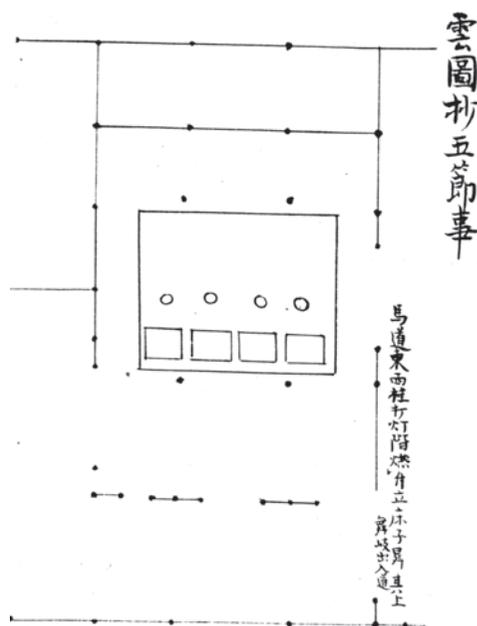


図5 雲圖抄五節事 馬道東西柱打燈階燃付立床子昇真上 舞妓出入道、馬道之図2図 (大内裏図考 2-292)

雲圖抄五節事

馬道東西柱打燈階燃付立床子昇真上  
舞妓出入道

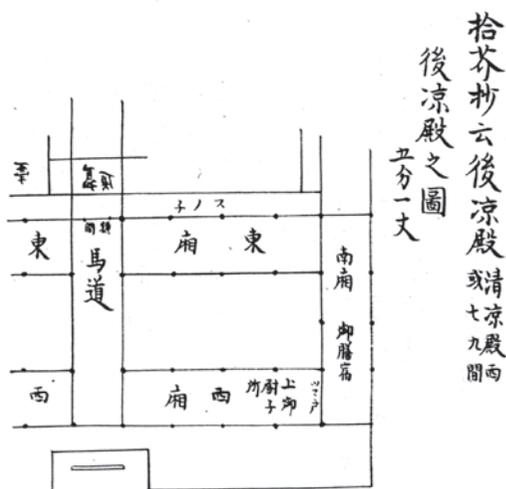
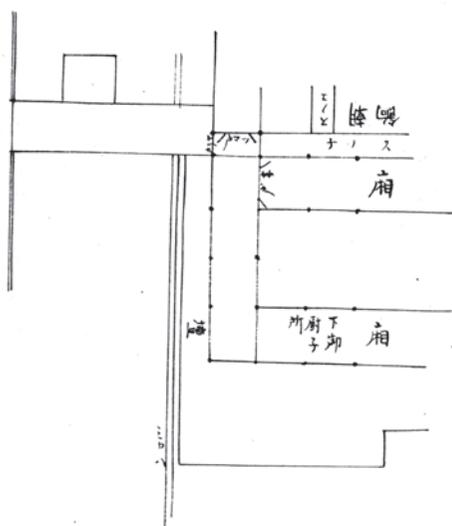


図7 後涼殿之圖 五分一丈 (大内裏図考証 2-234)

拾芥抄云後涼殿或清涼殿西  
後涼殿之圖  
五分一丈

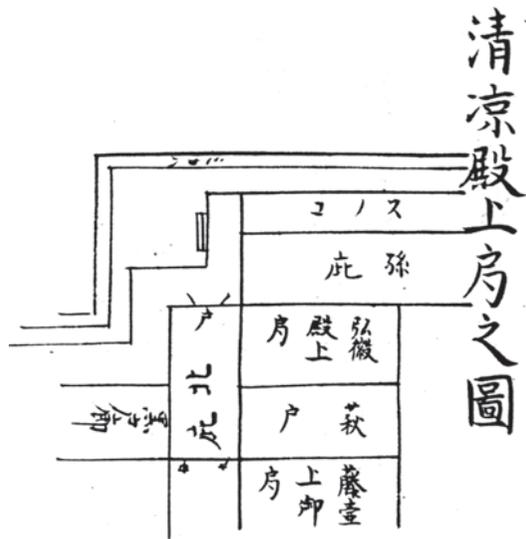


図8 清涼殿上局之図 (大内裏図考証 2-85)

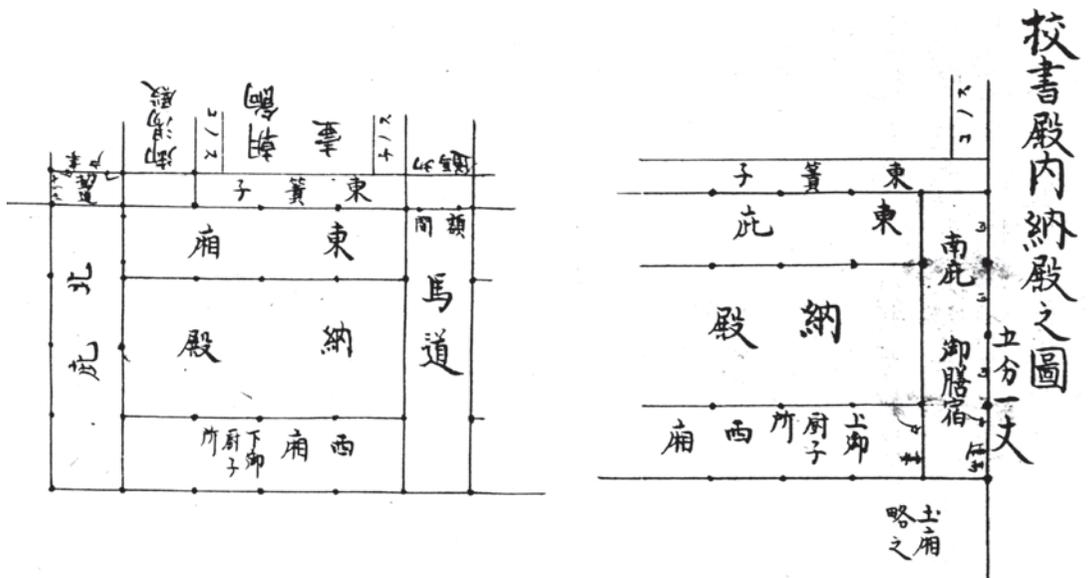


図9 校書殿内納殿之図 五分一丈

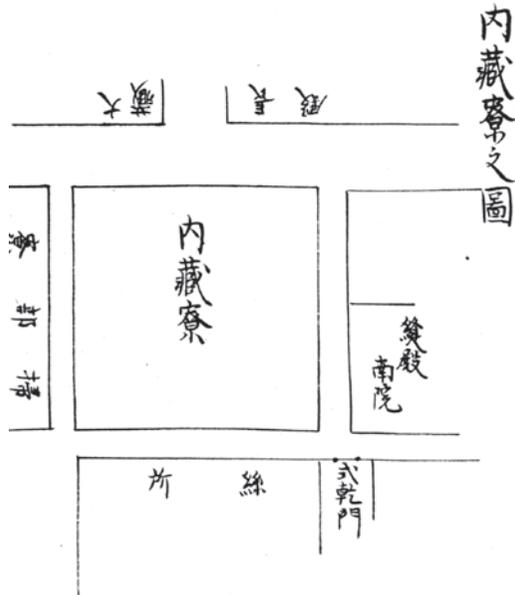


图 10 内藏寮之図 (大内裏図考証 3-200)

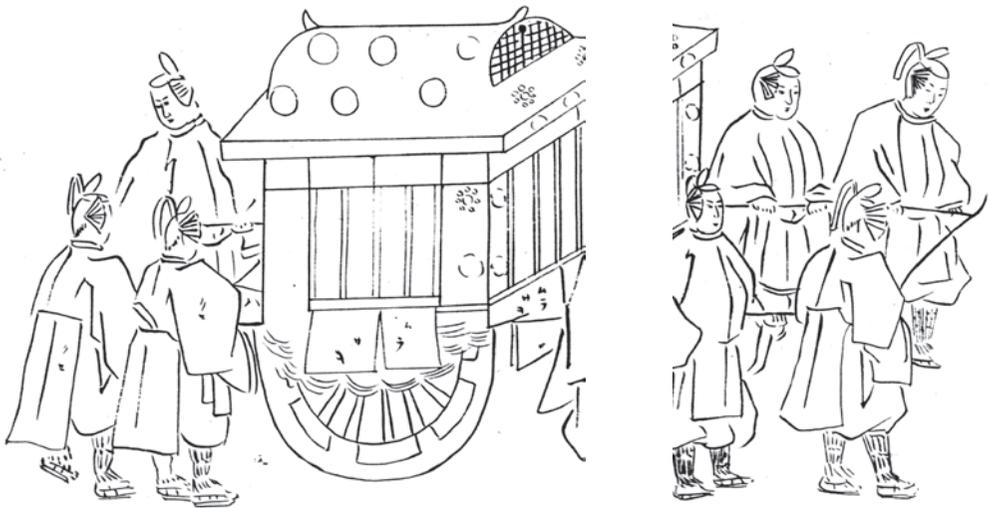


图 11 (輦) (石山寺縁起)

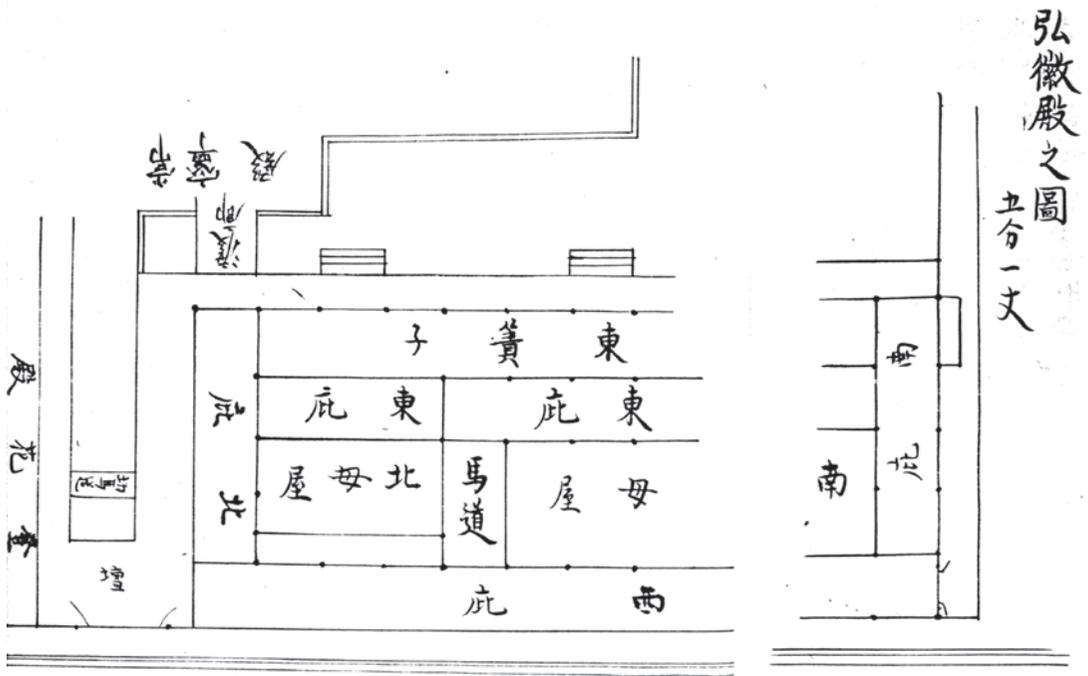


図12 弘徽殿之圖 五分一丈 (大内裏図考証 2-428)

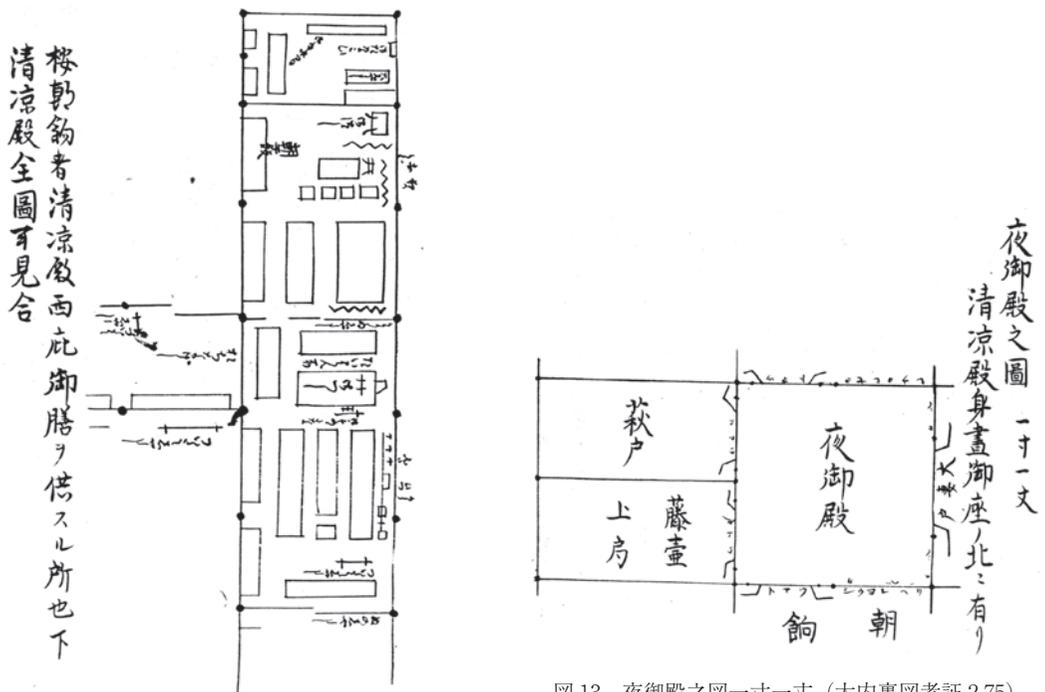


図13 夜御殿之圖一寸一丈 (大内裏図考証 2-75)

図14 (清涼殿 朝餉の間) (大内裏図考証 2-131)

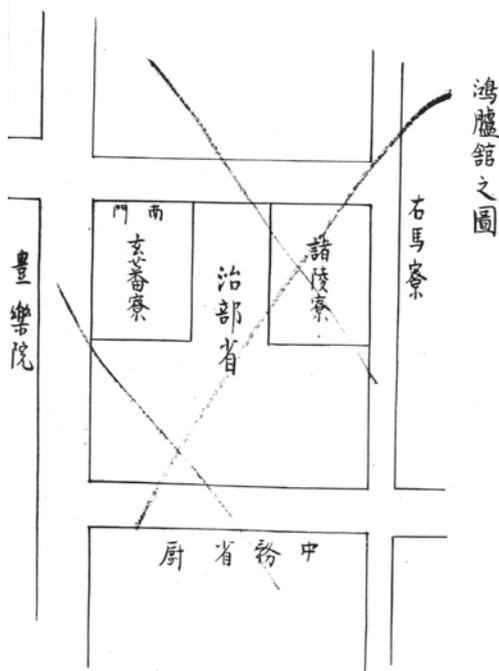


図15 (大内裏図考証 3-259)

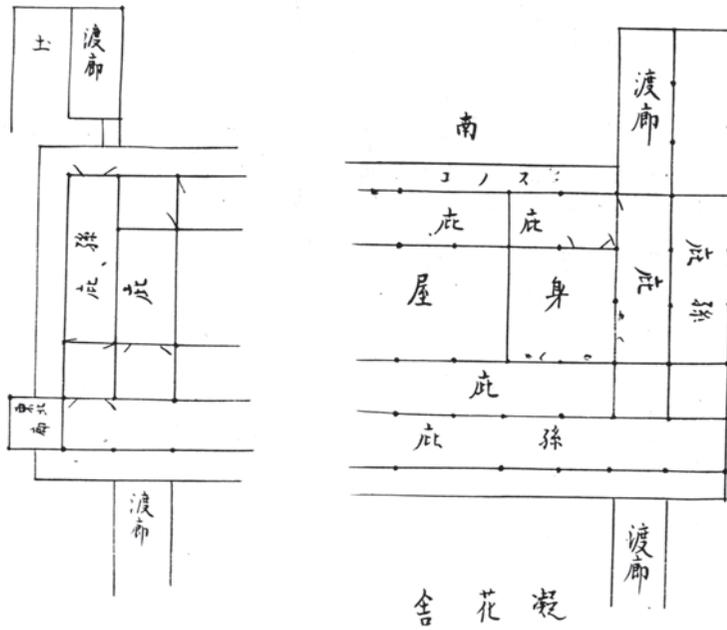


図16 飛香舎之図 (大内裏図考証 3-32)

飛香舎之圖

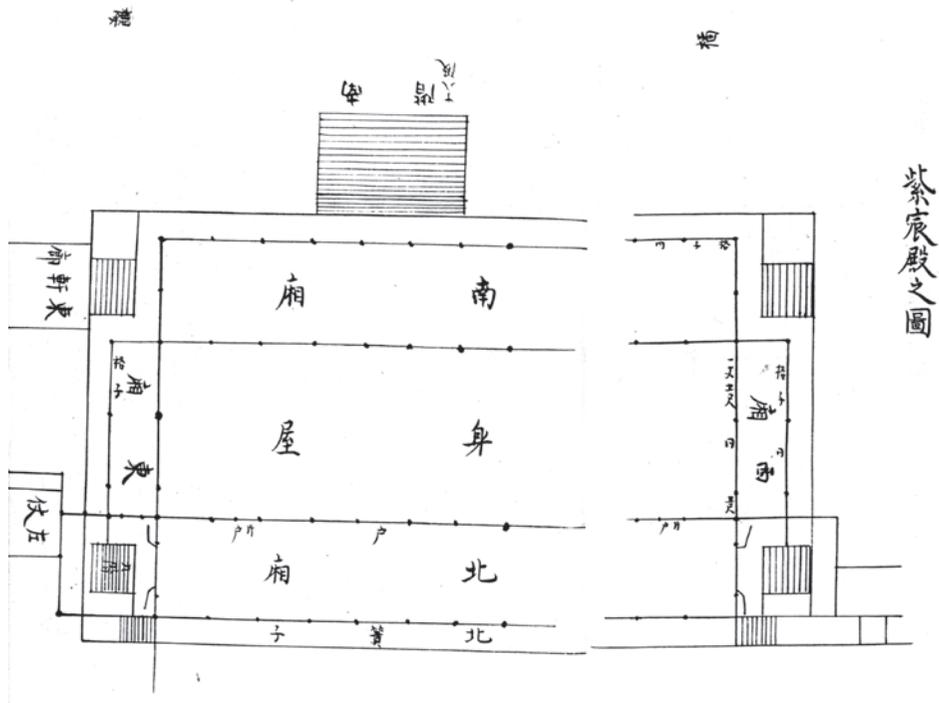


図17 紫宸殿之図 (大内裏図考証 2-36)

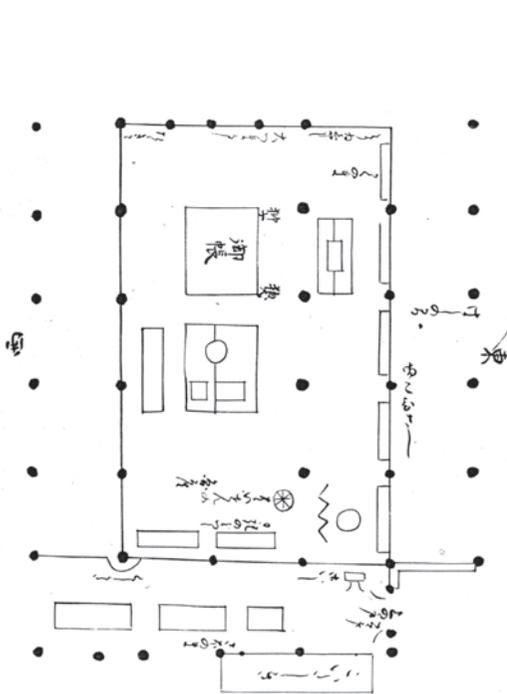


図19 (清涼殿也 (禁脔秘抄)) (大内裏図考証 2-75)

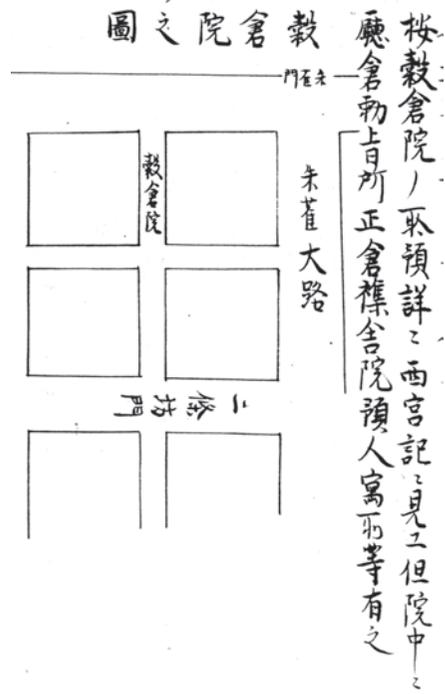


図18 穀倉院之図 (大内裏図考証 3-364)

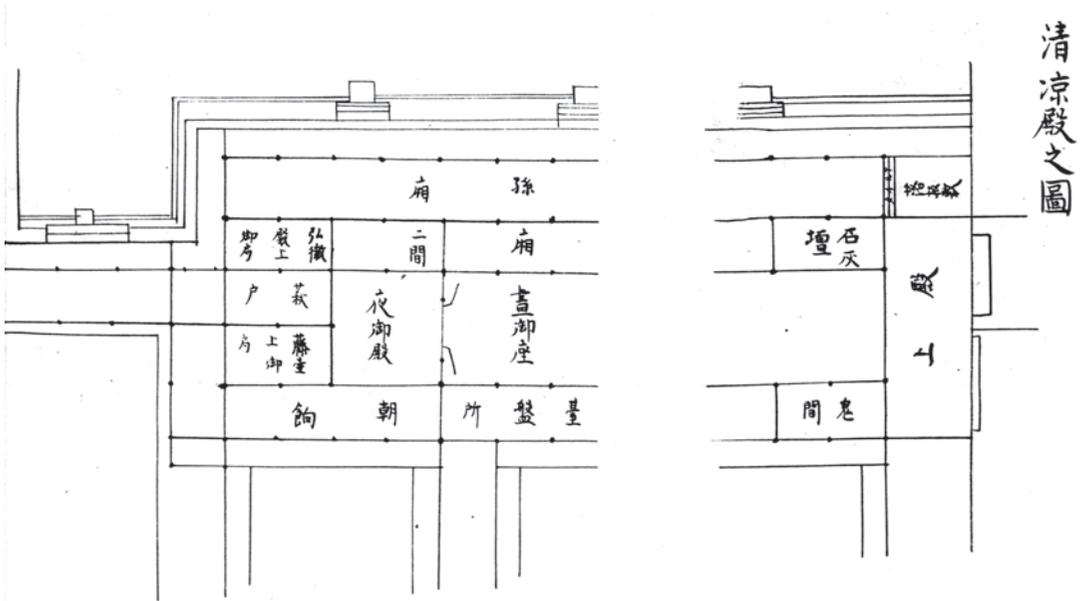


図 20 清涼殿之図 (大内裏図考証 2-158)

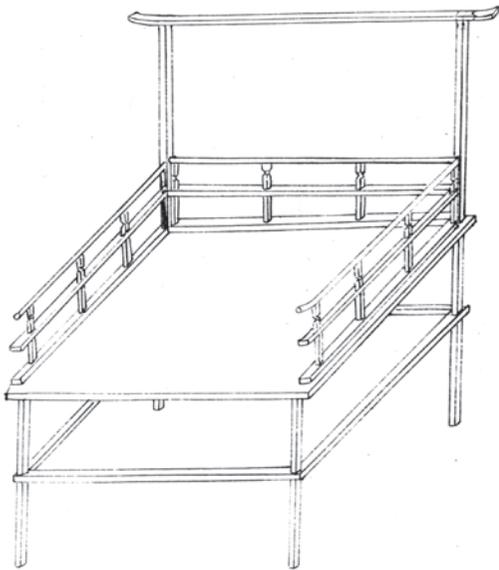
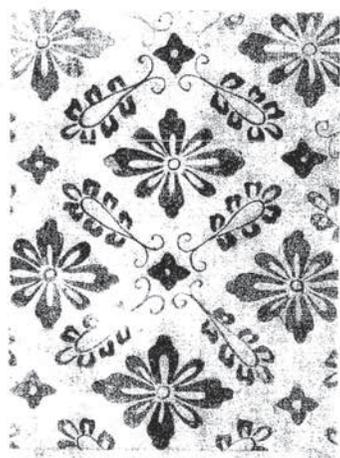


図 22 (殿上の椅子)



承安五節繪卷物  
殿上御椅子圖

図 21 承安五節繪卷物殿上御椅子図



浅黄綾  
 綾殿寮式ニヨツテ取込色  
 表小葵綾 裡平絹

図24 浅黄綾



図23 (朽木文様)

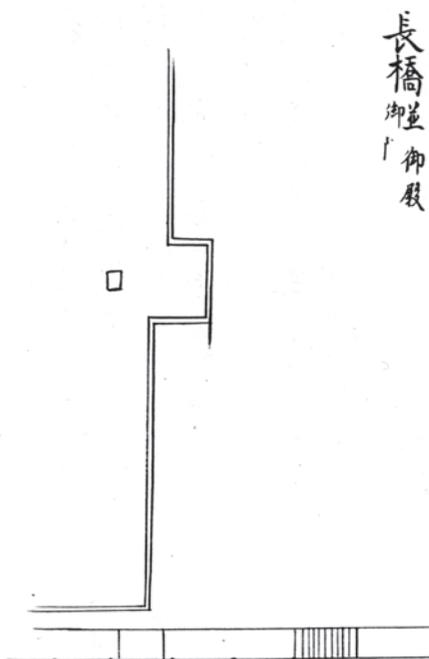
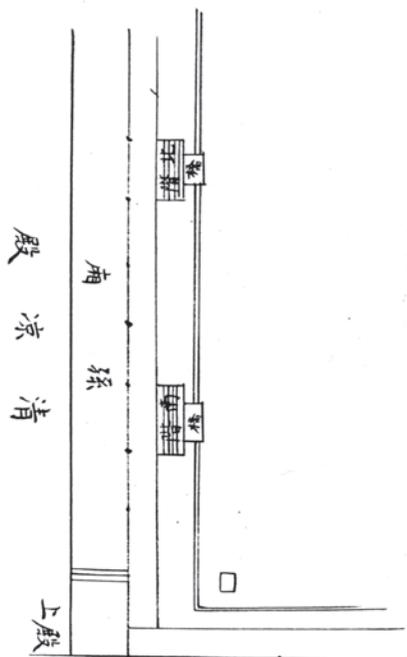


図25 長橋並御殿

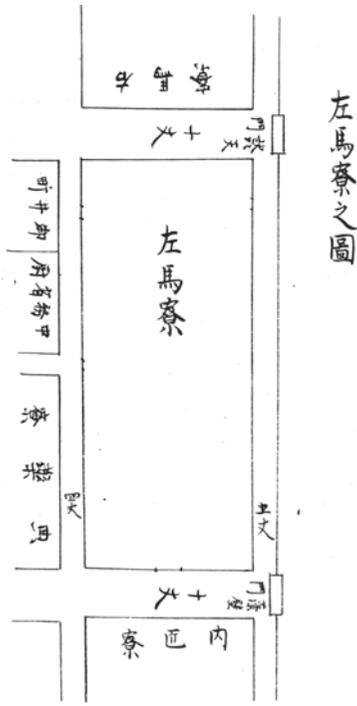


図 26 左馬寮之図 (大内裏図考証 3-346)

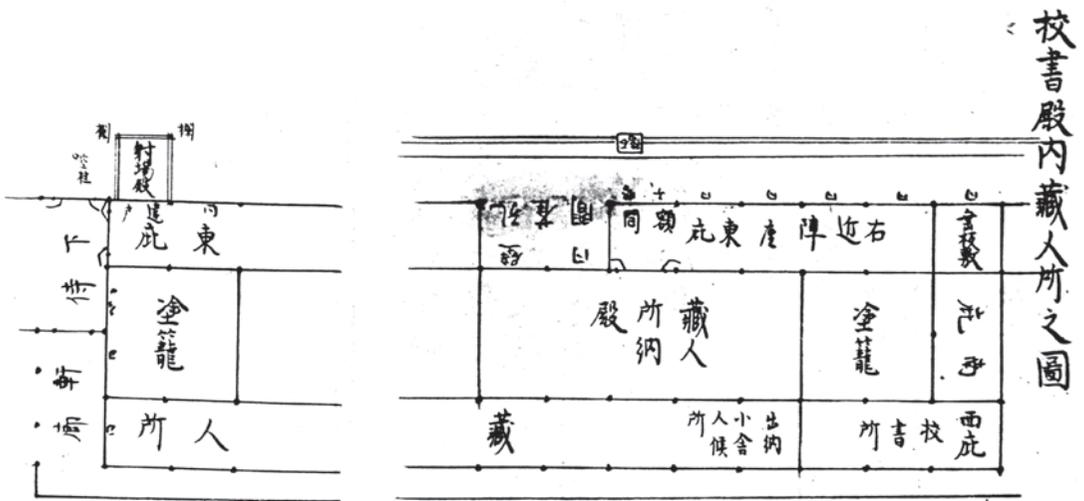


図 27 校書殿内藏人所之図 (大内裏図考証 2-249)

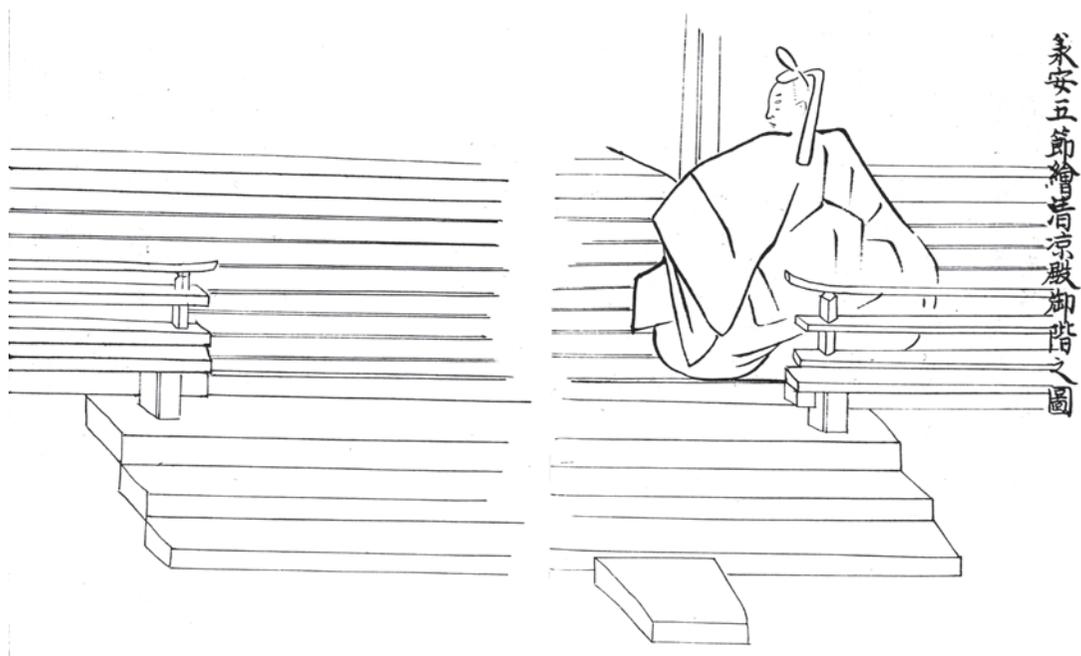


図 28 承安五節繪清涼殿御階之圖

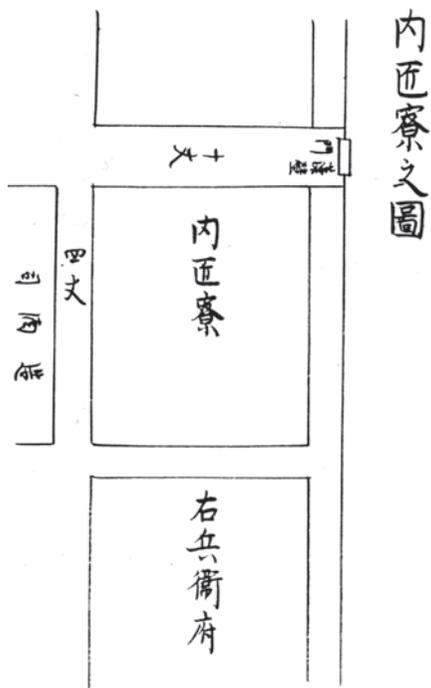


図 29 内匠寮之図 (大内裏図考証 3-206)